

石川県公報

平成26年1月24日
第12665号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	公 告
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1	○会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告 (総務課) 3
○介護扶助のための施設介護を担当させる機関の指定 (同) 1	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 5
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (同) 2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 5
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同) 2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 6
○介護支援給付のための施設介護を担当させる機関の指 定 (同) 2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 介護事業所の廃止の届出 (同) 3	○土地改良区の役員退任公告 (経営対策課) 9
○県道の供用の開始 (道路整備課) 3	○平成25年度林業用種苗生産事業者講習会の開催公告 (森林管理課) 9
	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 10
	選挙管理委員会
	○政治団体の届出の公表 10
	○政治団体の解散の届出の公表 10
	○資金管理団体の指定の取消しの届出の公表 10

告 示

石川県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
向 歩	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	介護老人保健施設悠悠	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年 10月1日
株式会社 リハビリテーションまえた	小松市打越町丙5番地2	デイサービス きたえるーむ 小松中央	小松市土居原町522番地	平成25年 11月1日
特定非営利活動法人 ジブンのカタチ	小松市串町27番地1	ケアサポート 仁優	小松市串町27番地1	平成25年 11月18日
特定非営利活動法人 こぐまの家	白山市専福寺町185番地14	こぐまの家	白山市専福寺町185番地14	平成25年 12月17日
医療法人社団 洋和会	野々市市新庄2丁目10番地	グループホーム あんのん	野々市市新庄2丁目14番地	平成26年 1月1日

石川県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設介護事業者		施設介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
向 歩	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	介護老人保健施設悠悠	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年 10月1日

石川県告示第30号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
向 歩	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	向病院	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年 9月30日

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益社団法人 石川勤 労者医療協会	金沢市京町20番3号	社団法人 石川勤労者 医療協会 介護相談セ ンター かがやき	小松市下栗津町み1	平成20年 2月1日
株式会社 こすもす	河北郡内灘町字宮坂4字 2番地1	有限会社こすもす 指 定居宅介護支援事業所	河北郡内灘町字宮坂4字 2番地1	平成25年 10月31日

石川県告示第31号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
向 歩	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	介護老人保健施設悠悠	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年 10月1日
株式会社 リハビリテ ーションまえだ	小松市打越町丙5番地2	デイサービス きたえ るーむ 小松中央	小松市土居原町522番地	平成25年 11月1日
特定非営利活動法人 ジブンのカタチ	小松市串町27番地1	ケアサポート 仁優	小松市串町27番地1	平成25年 11月18日
特定非営利活動法人 こぐまの家	白山市専福寺町185番地 14	こぐまの家	白山市専福寺町185番地 14	平成25年 12月17日
医療法人社団 洋和会	野々市市新庄2丁目10番 地	グループホーム あん のん	野々市市新庄2丁目14番 地	平成26年 1月1日

石川県告示第32号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4

項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設介護事業者		施設介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
向 歩	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	介護老人保健施設悠悠	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年 10月1日

石川県告示第33号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
向 歩	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	向病院	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年 9月30日

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益社団法人 石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	社団法人 石川勤労者医療協会 介護相談センター かがやき	小松市下栗津町み1	平成20年 2月1日
株式会社 こすもす	河北郡内灘町字宮坂4字2番地1	有限会社こすもす 指定居宅介護支援事業所	河北郡内灘町字宮坂4字2番地1	平成25年 10月31日

石川県告示第34号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。なお、その関係図面は、平成26年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金 沢 田 鶴 浜 線	河北郡内灘町字大根布八字1番1地先から かほく市白尾ム2番17地先まで	平成26年1月24日	津幡土木事務所 維持管理課

公 告

会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務の名称

石川県公立大学法人会計監査人

(2) 業務の内容

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条の規定による石川県公立大学法人の監査及びこれに付随する業務

(3) 契約期間

契約締結の日から、法第34条第1項の規定に基づく石川県知事の承認の日までとする。ただし、法第29条の規定による解任等の特段の事情がない限り、平成27事業年度及び平成28事業年度についても、再任する方針である。

2 応募資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第1項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。また、公認会計士法に基づき、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 県内に事務所を設置している者であること。

3 企画提案募集要項の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部総務課
電話番号 076-225-1233

(2) 交付方法

ア 書面による交付方法

(1)の交付場所において交付する。

イ 電磁的方法による交付方法

石川県総務部総務課ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>）に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部総務課
電話番号 076-225-1233

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成26年2月17日（月）午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

5 企画提案書の採否及び契約

- (1) 審査は、提出された企画提案書により行い、企画提案者からのプレゼンテーションは、行わない。
- (2) 企画提案書の採否について、応募者に文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約に係る協議を行い、合意に至った場合、会計監査人として選任する。
- (3) 知事が石川県公立大学法人に対して会計監査人を選任した旨の通知を行い、同法人が当該会計監査人と監査契約を締結する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出

書類等の機密保持には、十分配慮する。

- (3) 詳細は、企画提案募集要項による。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年 1 月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
魚 谷 千 草	県内全域	金沢市田上本町カ45-1 医療法人十全会 十全病院
道 場 昭 太 郎	〃	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年 1 月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー田上店

金沢市田上本町土地区画整理事業施行地区内5街区1番ほか18筆及び金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内35街区2番ほか7筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井郡丸岡町東陽二丁目97番地

(変更後) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町米田38字33番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井郡丸岡町東陽二丁目97番地

(変更後) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番地

3 変更の年月日

平成18年10月8日

4 変更する理由

事業所が移転したため

5 届出年月日

平成26年1月16日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年1月24日から同年5月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年5月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャイン近岡

金沢市近岡町294-2ほか7筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 午前8時から午後9時45分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時から午後9時30分まで

(変更後) 午前7時30分から午後10時まで

3 変更する年月日

平成26年1月21日

4 変更する理由

消費者の利便性を高めるため

5 届出年月日

平成26年1月16日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年1月24日から同年5月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年5月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー田上店

金沢市田上本町土地区画整理事業施行地区内5街区1番ほか18筆及び金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内35街区2番ほか7筆

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前10時から午後9時まで
（変更後）午前8時から午後9時45分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時30分から午後9時30分まで
（変更後）午前7時30分から午後10時まで
- 3 変更する年月日
平成26年1月21日
- 4 変更する理由
消費者の利便性を高めるため
- 5 届出年月日
平成26年1月16日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成26年1月24日から同年5月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年5月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゲンキー柳橋店
金沢市柳橋町ハ28ほか11筆
 - 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前10時から午後9時まで
（変更後）午前8時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時30分から午後9時30分まで
（変更後）午前7時30分から午後10時まで
 - 3 変更する年月日
平成26年1月21日
 - 4 変更する理由
消費者の利便性を高めるため
 - 5 届出年月日
平成26年1月16日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
平成26年1月24日から同年5月26日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年5月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、次のとおり

大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー堀内店

野々市市堀内四丁目47番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヒマラヤ野々市店

(変更後) ゲンキー堀内店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水 優治

岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号

(変更後) ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 午前8時から午後9時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前7時30分から午後10時まで

4 変更年月日

2については、平成16年2月1日

3については、平成26年1月21日

5 変更理由

2については、株式会社ヒマラヤが退店し、ゲンキー株式会社が入店したため

3については、消費者の利便性を高めるため

6 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,853平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 119台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 14台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 53.2平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 13.1立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の出入口の数及び位置

出入口の数 8箇所

位置 縦覧による。

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

7 届出年月日

平成26年1月16日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

9 届出等の縦覧期間

平成26年1月24日から同年5月26日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年5月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

小橋用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	山 本 長 昭	金沢市浅野本町1丁目3番30号	平成25年12月3日

平成25年度林業用種苗生産事業者講習会の開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成25年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 日時

平成26年2月25日（火） 午前10時から

2 場所

白山市三宮ホ1番地

石川県農林総合研究センター林業試験場

3 講習内容

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 種苗に関する法令 | 2時間 |
| (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 | 2時間 |
| (3) 種苗の生産技術に関する事項 | 2時間 |

4 講習対象者

林業種苗法第10条第1項の規定による登録を受けようとする者

5 受講の手続

受講しようとする者は、住所地を管轄する各石川県農林総合事務所に備え付けてある種苗生産事業者講習会受講申込書に最近6箇月以内に撮影した正面上半身無帽のカラー写真（縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）1枚及び受講手数料（14,000円分の石川県証紙）を添えて、平成26年2月14日までに当該石川県農林総合事務所森林部に提出すること。

6 その他

受講者は、筆記用具を持参すること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年1月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡内灘町白帆台一丁目1番1	河北郡内灘町字大学一丁目2番地1 内灘町長 川口 克則

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年1月24日

石川県選挙管理委員会

（政党の支部）

（イ）国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
自由民主党石川県 郵政政治連盟支部	山本利郎	前村正治	金沢市十間町5番地	平成25年12月17日

（ロ）法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	設立届受理年月日
民主党石川県 第1総支部	近藤和也	石坂修一	金沢市鞍月4 丁目133 KC ビル	近藤和也	衆議院議員	平成25年12月18日

石川県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年1月24日

石川県選挙管理委員会

（政党の支部以外の政治団体）

政治団体の名称	解散届受理年月日
古河尚訓後援会	平成25年12月2日

石川県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成26年1月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の取消しの届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消届受理年月日
古河 尚訓	古河尚訓後援会	白山市殿町46番地	古河 尚訓	平成25年12月2日

